

令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024広報業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024広報業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県総合芸術文化祭・とりアート（「以下、とりアート」という。）は、県民みんなでつくる総合的な文化・芸術の祭典として、誰もが文化芸術に親しむことができる環境を整えるとともに、県内の文化芸術の活性化を図り、次代の文化芸術を担う人材を育成することを目的として事業を実施しているものである。

当該事業の目的を果たすため、多様な媒体を活用して、とりアート事業を広く県民に周知し、興味・関心を高めるとともに、県民の参加や来場を促す広報業務を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

ただし、適正な業務の実施が困難と鳥取県総合芸術実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めるときは、当該契約期間の途中であっても委託契約を解除することがある。

4 委託料上限額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、委託料には、本業務の実施に必要な全ての経費を含めるものとし、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、受託者の負担とする。

5 とりアートの概要

別添資料のとおり

別添1「とりアート実施方針」

別添2「第22回鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024開催概要」

6 業務の内容

とりアートに係る内容を多様な媒体を活用して、広く県民に周知すること。提案に当たっては、発信する情報に応じた効果的な広報媒体、周知方法、広報時期等を検討し、戦略的な広報業務を行うこと。

(1) とりアートPR用動画の制作業務

動 画 秒 数	30秒以上の動画（テレビCM、SNS等への展開を考慮）
イ メ ー ジ	楽しい、参加・来場してみたいと思えるような明るいもの
提 供 す る 素 材	とりアートロゴ、これまでの記録画像
納 入 フ ォ ー マ ッ ト	MP4
原 稿 / 掲 載 事 項	・鳥取県総合芸術文化祭・とりアート ・県民みんなでつくる文化芸術の祭典 ・令和6年度テーマ「みんな、アーティスト」 ・とりアートロゴ ・とりアート検索 ※その他、事務局との協議のうえ調整
納 入 期 日	令和6年8月23日（金）
動 画 使 用 条 件	完成した動画は実行委員会が保有するホームページ、SNS等において配信することも可能（再編集も含む。）とすること。
補 足 事 項	・映像の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。 ・提供する素材のほか、動画制作にあたり映像やイラスト、アニメーションなどを組み込み、興味を惹きつける内容となるよう工夫すること。

(2) 印刷物の作成業務

令和6年度テーマ「みんなアーティスト」に沿ったとりアートを広報する次の印刷物を作成するものとし、原稿データを基に、デザイン・データ制作（写真提供あり）から完成までの全工程を行う。

《印刷物と詳細仕様》

①ポスター

規 格	B 1サイズ及びB 2サイズ、片面、4色フルカラー、マットコート紙 紙厚135kg程度 ※デザインは複数パターンを作成（2パターン以上）
数 量	250枚以上（うち、5枚はB 1サイズとする。）
用 途	とりアートの開催告知
掲 載 内 容	事業名称、テーマ概要、問合せ先のほか実行委員会の基本情報
イ メ ー ジ	・テーマをビジュアル化して、写真またはイラストをメインに品のあるスッキリとしたデザインで、見る人の目を惹くもの。 ・キャッチを付しとりアートへの参加や来場の動機付けを図るもの。 ・令和6年度のとりアートのPR活動に広く使用できるもの。
校 正	初校・再校・念校の3回及び色校正1回を基本とするが、校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。
納 期	令和6年8月23日（金） ※印刷物に加え、Adobe Illustrator形式、PDF形式、JPEG形式データ一式を納品すること。
納 品 場 所	鳥取県立県民文化会館（〒680-0017鳥取市尚徳町101-5）
補 足 事 項	印刷の仕様等については、デザインの提示後、実行委員会と1回以上協議を行うものとする。

②チラシ（総合パンフレット相当）

仕 様	仕上がりB 5サイズ・2つ折り・両面・4色フルカラー・マットコート紙 紙厚110kg程度
数 量	2万部以上
用 途	とりアートの開催告知
掲 載 内 容	事業名称、テーマ概要、各事業の名称と開催日程・会場等の詳細情報、問合せ先のほか実行委員会の基本情報 ※その他、掲載内容については、実行委員会にて事前に掲示する。
イ メ ー ジ	・事業の魅力をアピールし、出演者や演目などの内容を活かした高品位で上質なデザインとし、参加や来場の動機付けを図るもの。 ・令和6年度のとりアートのPR活動に広く使用できるもの。 ※ポスターデザインを活かすことも可能とする。
校 正	初校・再校・念校の3回を基本とするが、校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。
納 期	令和6年8月16日（金） ※印刷物に加え、Adobe Illustrator形式、PDF形式、JPEG形式データ一式を納品すること。
納 品 場 所	鳥取県立県民文化会館（〒680-0017鳥取市尚徳町101-5）
補 足 事 項	印刷の仕様等については、デザインの提示後、実行委員会と1回以上協議を行うものとする。

※上記の仕様については、効果的な広報を実施するために変更が必要な場合は、実行委員会と協議の上、変更できるものとする。あくまで、当方が想定する基本的な用途や様式を掲載したものであり必ずしもこれに準ずる必要はない。

※最終的には実行委員会との協議を行い、決定すること。

(3) 広報媒体を活用した効果的な広報

とりアートの開催に関し、県民の興味・関心を高めるため実施する、(1) (2) 以外の効果的な広報の考案とその実施。(告知放送、テレビCM、ラジオCM、SNS広告、インターネット、メディア情報紙の活用等)

※広報の時期は事業を広報するにあたって適切な時期とし、実行委員会と調整の上決定すること。

※告知放送及びテレビCMの場合は、少なくとも鳥取県全域で視聴できるように放送することとし、放送時間は、土日の日中や平日のゴールデンタイムなど、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。(例えば、視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可とする。)

7 実行委員会が直接実施する広報の内容(予定)

- (1) 新聞紙面への広告等の記事掲載
- (2) 各実施事業チラシ等の印刷物の配布(約500箇所)
送付先：市町村文化行政関係課、県内文化施設、観光施設、文化団体等
実施時期：事業実施の開催日程に合わせた効果的なタイミングで送付
- (3) ホームページ、SNS での情報発信
年間を通して、とりアートに関する各種の情報(主催事業の日程や内容等)について次の媒体にて記事等を投稿する。

[実行委員会が保有するホームページ・SNS]

種別	URL 又はアカウント
ウェブサイト	https://artsfriend.com/
Facebook	https://www.facebook.com/toriart.tottori
X (旧Twitter)	toriart_tottori
Instagram	toriart_tottori
YouTube	toriarttottori

8 本業務委託の実施体制等

- (1) 事業統括責任者
本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。
- (2) 事業スタッフ
本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。
- (3) 打合せ・報告に関する要件
受託者は、本委託業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、実行委員会等との打合せ・報告等を行うこと。

9 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得ること。

10 本委託業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務を進める過程において、実行委員会と十分協議の上、作業を進めること。
- (2) 本業務を遂行するために迅速に対応できる要員と体制を確保するものとし、必要人員は受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- (3) 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、実行委員会の承諾を得るものとする。
 - ア. スケジュール表(工程表)
 - イ. 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - ウ. 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - エ. その他、実行委員会が必要に応じて指定する書類

- (5) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、実行委員会とは常に密接に連絡を取り確認を得るものとする。
- (6) 映像、印刷物等で特許権、著作権等に関わるもの（出品作品画像等）を採用しようとする場合は、実行委員会と協議を行うものとし、その使用許可を得る際に費用が発生する場合も全て契約金額に含めることとする。
- (7) その他、必要に応じて実行委員会と協議を行うこと。

11 再委託の制限

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、第三者に委託することができる。

また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、実行委員会は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
- イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

12 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 委託業務を実行委員会の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して上記（1）及び（2）を遵守させなければならない。

13 権利の帰属

本業務により納品する成果物及び新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。）は実行委員会に譲渡するものとし、実行委員会はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

14 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

15 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了後に速やかに実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の検査を受けるものとする。

なお、実績報告書には、事業概要、事業実施体制、事業内容及び成果、収支報告等の内容を含むものとする。ただし、業務を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から30日以内に業務報告書を実行委員会に提出すること。

16 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

17 契約の解除

実行委員会は、受託者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - （ア）暴力団員を役員等（その役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

18 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受託者と実行委員会とが協議して定めるものとする。なお、本業務の実施にあたり、作業に重大な影響のない変更は、実行委員会の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。